

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
安中市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名
安中市長
公表日
令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	・国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月10日法律第166号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)に基づき、国民年金等の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の受付、記録の管理 ②国民年金第1号被保険者の保険料免除申請書等の受付 ③国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金請求(以下、「年金請求」という。)の受付 ④上記届出、申請の確認、審査及び厚生労働大臣(日本年金機構)への送付、報告、照会への応答	
③システムの名称	国民年金システム、宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金被保険者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表46、116、128の頁	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	国保年金課医療年金係	
②所属長の役職名	国保年金課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 国保年金課 医療年金係	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、年金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
-------	--

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	基幹システムへのログインは、登録されたユーザーIDと静脈認証によって行われる。アクセス可能な職員については、年度ごと(年度内に異動があった場合はその際)に設定・解除することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人未満	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ	未定	実施する	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(情報照会) 国民年金に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会是不行ない。 (情報提供) 番号法第19条第7項及び別表第二の50項	事後	
令和2年6月1日	Ⅳ リスク対策 6情報提供ネットワークシステ	接続しない(提供)	接続する(提供)	事後	
令和2年6月1日	Ⅳ リスク対策 6情報提供ネットワークシステ	-	十分である	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 国民年金に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会是不行ない。 (情報提供) 番号法第19条第7項及び別表第二の50項	(情報照会) 国民年金に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会是不行ない。 (情報提供) 番号法第19条第8項及び別表第二の50項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号 027-382-1111(代表)	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	国民年金法	国民年金法(昭和34年法律第141号)	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	1,000人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民の老齢・障害又は死亡に関して国民年金を給付するため、国民年金事業の事務の一部を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①拠出制年金関連の資格管理事務及び給付管理事務 ②国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例に関する事務 ③福祉年金関連の資格管理事務及び給付管理事務 ④特別障害給付金関連の資格管理事務及び給付管理事務	・国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月10日法律第166号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)に基づき、国民年金等の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の受付、記録の管理 ②国民年金第1号被保険者の保険料免除申請書等の受付 ③国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金請求(以下、「年金請求」という。)の受付 ④上記届出、申請の確認、審査及び厚生労働大臣(日本年金機構)への送付、報告、照会への応答	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の31.83及び95の項	・番号法第9条第1項 別表46、116、128の頁	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 国民年金に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会是不行ない。 (情報提供) 番号法第19条第8項及び別表第二の50項	-	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 6.情報ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手) 【 】接続しない(提供)	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 6.情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	-	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更により新設)	十分である	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(様式変更により新設)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、年金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに關して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考え	(様式変更により新設)	3) 権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考え	(様式変更により新設)	十分である	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(様式変更により新設)	基幹系端末へのログインは、登録されたユーザーIDと静脈認証によって行われる。アクセス可能な職員については、年度ごと(年度内に異動があった場合はその際)に設定・解除することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	